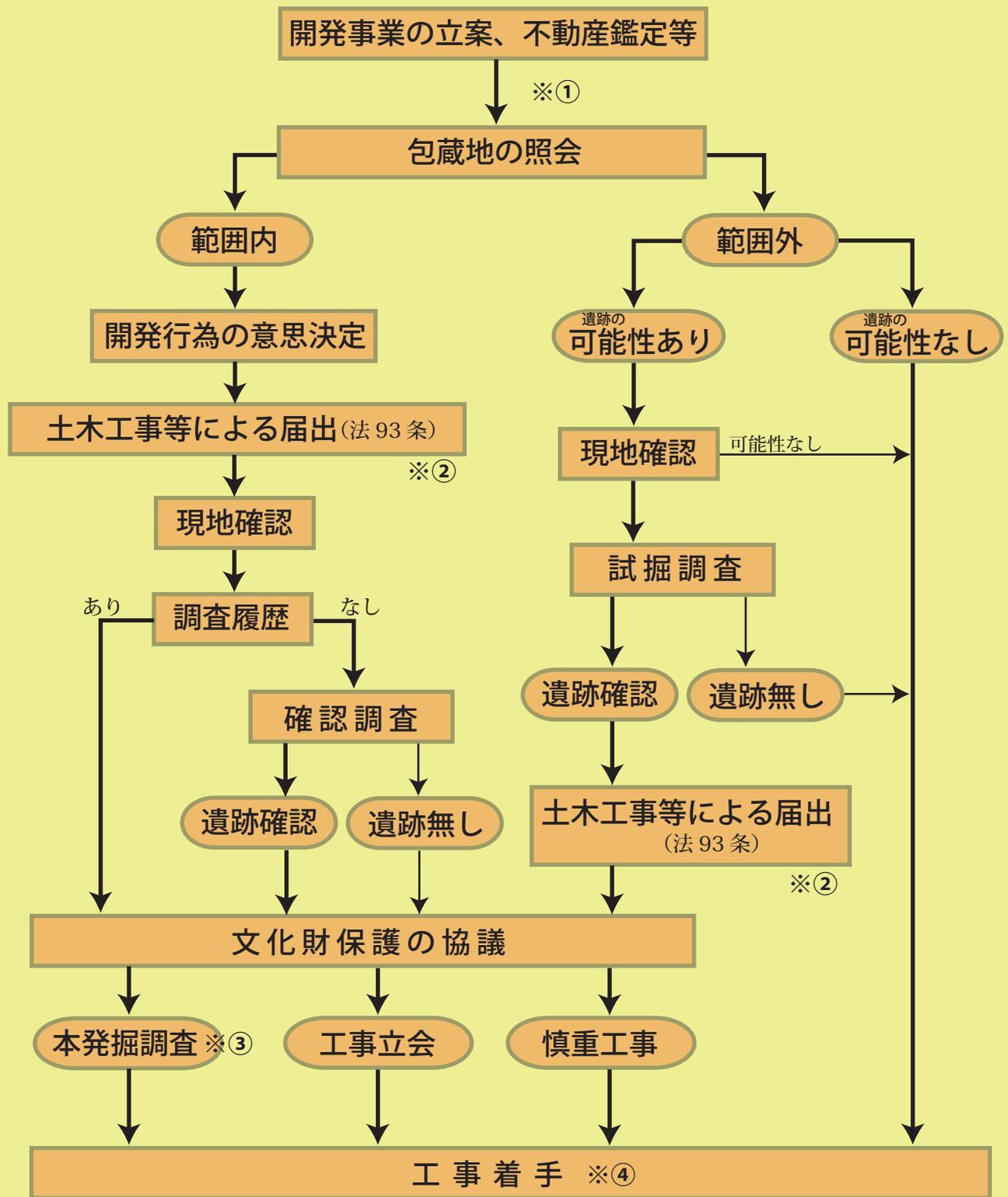


伊東市内における埋蔵文化財の取り扱いフローチャート



注意事項

- ① 専用の申請書等に当該地のわかる地図を添付して、直接窓口にお越しいただくか、FAX、E-mail 等でお問い合わせください。電話のみの回答はいたしません。
- ② 工事着手 60 日前までに届出をしてください。市を経由して、県知事に提出されます。
- ③ 本発掘調査着手前に、調査に関する詳細協議が必要となります。
- ④ 工事着手後、新たに遺跡が発見された場合は、教育委員会への届出が必要となります。